

△横浜市市民協働条例施行後の市民協働の取り組み状況について

◆（加納委員） 実は、今、本市は林市政になってからこうやって市民協働、それから、産学連携とかさまざまな形で、民間企業等を含めて連携して物事を進めていこうという方向性が1つあるし、きょうここでもって御説明いただいている市民協働、いわゆる市民と協働していくとか、それから、市民と関係する各種団体とどう協働していくかということについては一方でわかるのだけれども、今社会的にも利益相反と言われて、いわゆる営利を目的とする企業と行政がくっついたり、それから、特に今は高血圧剤の薬のもとで製薬会社さんと、それから行政とか、医療機関と製薬会社さんとか、いろいろな形で、社会的にも話題を呼んで、本当にいいのかということが一方で問われているのですね。今の御説明、きょういただいたこの資料の各行政区において、そういった観点から見ると、心配なところが僕なんかからすると散見できるのです。

私の体験として、以前ある行政区で、利益をもとにした企業さんと連携を結んだことがある。それが発信されて、行政のホームページや、もちろんいろいろな報道でも発信された。それは地域貢献だとか、行政区として協働していこうということで進めたのだけれども、末端に行くとその行政とかかわったことを営業目的にした、それをいわゆる用いて営業に走る。それはもちろん利益を進めなければいけないということもあって、やはり営業に走っていく。すると、一般の市民から見ると、何で行政がそこまでやるのだということで、非常に不審を抱いて御相談いただいた経緯があります。きょう私のほうで御質問というか、意見として申し上げたいのは、市民協働という流れと、それから、今社会で言われている利益相反という観点で、非常に微妙なところがたくさんあるので、その政策とも連携し、本市のコンプライアンスともしっかり連携しながら、今局でやっている市民協働、各行政区が進めている、きょう御紹介いただきましたけれども、この辺について、そういった観点からもしっかりと整理してもらいたい。そういったことについて当局として、全庁的でもいいし、それから、市民局としてそのことについての今どのような意識を持っているのか、今後その意識を踏まえてどう進めていこうとしているのかということの御意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎（西山市民局長） 今回は市民協働事業の各区の取り組みを御紹介したのですけれども、中間組織とか、今、協働しているNPO法人とか、そういうところが多いのですけれども、加納委員がおっしゃいましたように、もちろん企業も今、企業のイメージアップですとか、企業の公共的な役割ということで、いろいろと横浜市と事業を締結していくことは今後多くなるという可能性もあろうかと思えます。具体的には、例えば包括協定みたいなものを横浜市は結んでおまして、お茶の株式会社伊藤園ですとか、それから、株式会社ローソンですとか株式会社セブンイレブン・ジャパンですとかと一緒に、災害が起こったときのトイレのことですとかあるわけですが、その部分につきましても、やはり包括協定がありこの部分で一緒にやっていこうということが一方担保されるのであって、その企業さんと全面的にどこの部分でも独占的な契約を結ばないということと理解しているのですけれども、それと同じように市民協働につきましても、条例の中では第15条に事業評価というものがありまして、市及び市民等は当該市民協働事業の終了後、事業の成果とか役割分担、これについて相互に評価をして、透明性を広げましょうという条文を1つつくっておりますが、そういった中でも市の役割、それから、協働する相手の役割、その部分に企業的構造のところが入っているかいないかみたいなことも、この15条の中で見るのかなと思っております。そういったこともちょっと注意しなければいけないのと、一方その包括協定を初めとして、いろいろなイベントについても民間事業者の御協力を得ながら、民間の力、資力、アイデアを生かしながら行った事業も多く出てきていますので、その辺は共創推進室ともちょっと話し合ったことを伝えまして、検討しておきたいと思っております。

◆（加納委員） ありがとうございます。

では、しっかりとその辺の角度を踏まえて進めていただければと思います。